

平成25年度

固定資産価格等の縦覧と 課税台帳閲覧のご案内

■問い合わせ

税務課 資産税係 ☎75-2176

4月1日から新年度の固定資産価格や、課税台帳の内容を確認することができます。

	縦 覧	閱 覧
内 容	納税者が、他の土地や家屋の評価額を比較することにより、自分が所有する土地や家屋の評価額が適正であるかを確認できる制度です。	納税義務者等が、固定資産課税台帳のうち、自分の資産について記載された部分を見ることができる制度です。
実施期間 ※土・日・祝日を除く	4月1日(月)～5月31日(金)	年間を通じて
場所および時間	多久市役所 税務課（本庁1階） 8時30分～17時15分	
利用できる方	○ 納税者 ○ 納税者からの委任を受けた方 ○ 納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば代理人として縦覧できます。 ※土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧はできません。家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧はできません。	○ 納税義務者 ○ 納税義務者から委任を受けた方 ○ 借地、借家人等（使用または収益の対象となる部分のみ） ○ 納税管理人および納税者・納税義務者の同居親族の方は、納税通知書または、課税明細書を提示すれば納税義務者の代理人として閲覧できます。
持って来るもの	○ 本人確認ができるもの（運転免許証等） ○ 委任状（委任を受けた方のみ） ○ 納税通知書または課税明細書（納税管理人・同居親族） ○ 賃貸借契約書等（借地・借家している方は閲覧のみ可能です）	
手数料 ※字図等閲覧、 コピー代は別途	無 料 （コピーや写しの交付はできません）	
見ることが できる書類	○ 土地価格等縦覧帳簿（所在地、地番、地目、地積、評価額） ○ 家屋価格等縦覧帳簿（所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額） ※所有者、税額は掲載されません。	○ 課税台帳（住所、氏名、所在地、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額）



納税義務者：1月1日現在の固定資産を所有している方（非課税の方・免税点未満の固定資産所有者を含む）

納 税 者：固定資産税が課せられる納税義務者

過払金 返還請求!

完済した方だけでなく、現在まだ借金が残っている方でも、連続10年以上の取引がある方には、自己負担金をゼロにします。

取り戻した過払金以上のお金は、一切いただきません。何も取り戻せなかった場合は、1円もいただきません。（取り戻した過払金の中から20～25%をいただくのみです。）

相談無料 秘密厳守

詳しくはホームページをアクセス!

西九州総合法律事務所
佐賀県弁護士会所属
弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

http://nishi9kabarai.com/

西九州総合法律事務所

裁判所 ● 日本生命 ● 平山 ● 建材店 ● ホテル京都屋 ● 山一カメラ ● 古坂 ● サイクル ● 至JR武雄温泉駅 ● 至市役所 ● 至佐賀 ● 至有田 ● ミニストップ ● 庄屋 ● ホームセンター ● ユートク ● 武雄署 ● モスバーガー ● 至雄野

要電話予約
☎0954-27-8056
受付/（月～金）9:00～12:00 13:00～18:00
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26